

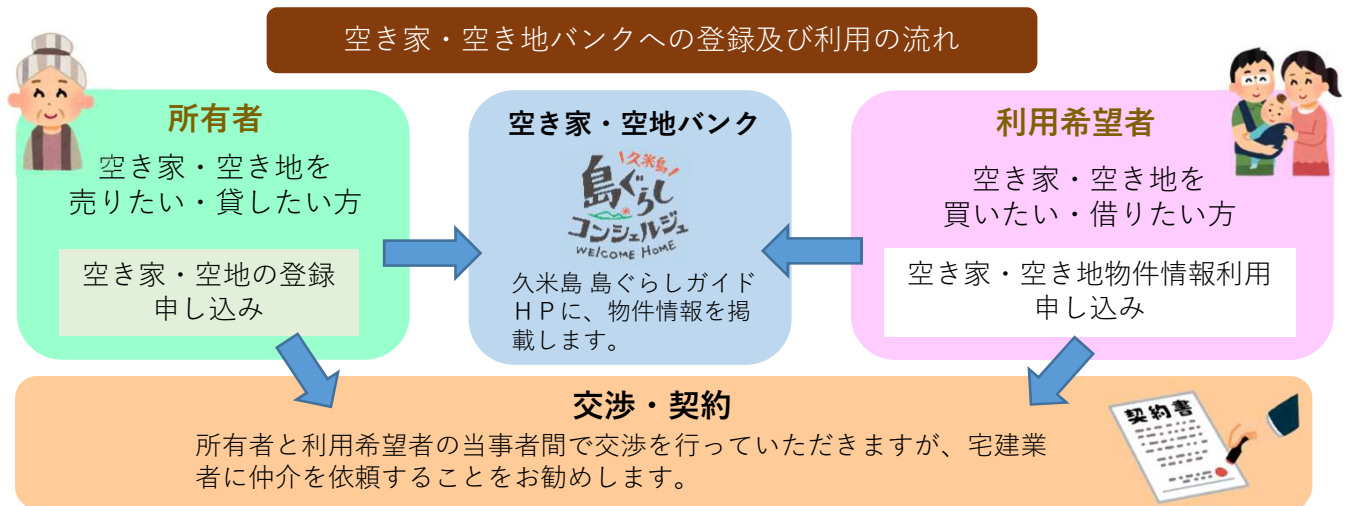
久米島町「空き家・空き地バンク制度」・「補助金制度」ご案内

町では、町内の空き家や空き地を有効活用して移住定住を促進し、活性化を図るため「空き家・空き地バンク制度」の運用を開始しています。



空き家・空き地バンクとは？

空き家や空き地を「売りたい、貸したい」という所有者と、「買いたい、借りたい」という方をつなげるしくみです。



*所有者 空き家等に係る所有権その他権利を有する方

*利用者 Uターンなど移住を予定されている方又は申請日の前日から3年前までに転入してきた方
(新規) 18歳以下の子育て世帯及び妊婦の方

・「空き家活用促進補助金」について (令和4年9月より補助金制度が一部変わりました。)

空き家バンクに登録された空き家について、改修や家財道具等の撤去にかかる費用を補助します。

※詳しくはホームページの要綱をご覧ください。

対象物件 ※全てに該当する物件であること

- ・空き家期間が1年以上であること
- ・築年数20年以上、ただし非木造住宅は25年以上であること
- ・台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの



補助対象者

- ・所有者、利用者のどちら様でも申請者となることができます。(1つの物件につき補助は1回のみです。)

補助額

- ・補助額はかかった費用の1/2で、上限は50万円までです。

*補助金の利用に関して、所有者が補助を受けた場合は、3年間空き家バンクに登録することや、利用者が補助を受けた場合は3年間は住み続けること等条件があります。

お問い合わせ

●久米島 島ぐらしコンシェルジュ
☎098-894-6488 ✉info@shimagurashi.net

●久米島町 企画財政課 ☎098-985-7122



まずはお気軽に
ご連絡ください！